

## 第9回東海第二地域原子力防災協議会作業部会 議事次第

### 1 開催日時

令和2年7月28日(火) 10:00~

### 2 開催場所

テレビ会議

### 3 議題

- (1) 各市町村での一般防災におけるコロナウィルス感染対策について
- (2) 広域避難計画に盛り込むべきコロナウィルス感染対策の内容について
- (3) その他

## 資料 1

### ■各自治体の一般防災における感染症対策の検討状況について

	①マスク等衛生資機材の備蓄について	②ホテルや旅館も含めた避難先施設の確保について	③不測の事態により、資機材や避難先等に不足が生じた場合の対策について
検討済の自治体数	—	3	—
検討中の自治体数	14	11	14
未検討の自治体数	—	—	—

新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた感染症の流行下での原子力災害時  
における防護措置の基本的な考え方について

令和2年6月2日  
内閣府政策統括官（原子力防災担当）

今般の新型コロナウイルスのような感染症の流行下において、万が一、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、国民の生命・健康を守ることを最優先とすることが求められる。

そのため、原子力災害時においては、各地域の緊急時対応等に基づく防護措置と、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく行動計画等による感染防止対策を可能な限り両立させ、感染症流行下での原子力災害対策に万全を期すこととする。

その上で、標記における防護措置の基本的な考え方は、下記の通りであり、各道府県においては、各地域の実情を踏まえつつ、当面の対応及び避難計画等の見直しにおける参考とされたい。

なお、今般の新型コロナウイルス感染症を超えるような感染症の蔓延時における対応については、必要に応じ、別途検討を行っていく。

記

- 感染症流行下において原子力災害が発生した場合、感染者や感染の疑いのある者も含め、感染拡大・予防対策を十分考慮した上で、避難や屋内退避等の各種防護措置を行うこととなる。
- 具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人ととの距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。
- 自宅等で屋内退避を行う場合には、放射性物質による被ばくを避けることを優先し、屋内退避の指示が出されている間は原則換気を行わない。
- 自然災害により指定避難所で屋内退避をする場合には、密集を避け、極力分散して退避することとし、これが困難な場合は、あらかじめ準備をしているU.P.Z外の避難先へ避難する。
- ※ なお、避難所における感染症防止対策については、基本的に、自然災害の場合と原子力災害の場合とで異なるところはなく、この点に関して新型コロナウイルス感染症対策として内閣府政策統括官（防災担当）等の発出した通知文書等は、原子力災害の場合にも、原則適用される。

以上

## 資料2 「女川地域の緊急時対応」の改定について

内閣府  
女川地域原子力防災協議会  
令和2年6月17日

### 1. 改定の目的

「女川地域の緊急時対応」は、令和2年3月に開催された女川地域原子力防災協議会で取りまとめ・確認が行われたところ。

今般の新型コロナウイルスのような感染症(以下、「感染症等」という。)の流行下において、万が一、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、国民の生命・健康を守ることを最優先とすることが求められる。そのため、「女川地域の緊急時対応」の改定により、緊急時対応のより一層の具体化・充実化を図る。

### 2. 改定のポイント

#### 〈改善〉 感染症等の流行下における各種防護措置の具体化

##### 避難車両・避難所などにおける感染拡大防止

- 避難又は一時移転を行う場合は、感染者とそれ以外の者との距離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。
- 原子力災害の発生状況、感染拡大の状況、避難車両や避難所等の確保状況など、その時々の状況に応じて、車両や避難所を分ける、又は同じ車両や避難所内で距離や離隔を保つなど、柔軟に対応する。

##### 屋内退避時の感染拡大防止

- 自宅等で屋内退避を行ふ場合には、放射性物質による被ばくを避け、極力分散して退避することとし、これが困難な場合には、市町が開設する近隣の別の指定避難所等や、あらかじめ定められているUPZ外の避難先へ避難する。
- 自然災害により指定避難所等で屋内退避をする場合は、密集を避け、極力分散して退避を実施し、換気については、屋内退避の指示が出されている。

対応方針

- オフサイトセンターの指定
  - ・令和2年3月2日から暫定的に運用していた宮城県女川オフサイトセンターを、令和2年4月1日オフサイトセンターとして指定。
- 放射線防護対策施設の新たな整備
  - ・既存の放射線防護対策施設に加え、新たに2施設を整備。
- 放射線防護対策施設の新たな整備
  - (牡鹿病院(準PAZ)、女川町地域福祉センター(UPZ))

#### 〈改善〉 感染症等の流行下に原子力災害が発生した場合>

PAZ・準PAZ		避難元	避難等の実施	避難先
感染者 (居住者)	それ以外 の者	放射線防護対策施設等で屋内退避。 →それ以外の者の者は別の施設で屋内退避。	安全指定医療機関等で治療 →それ以外の者は、別施設に避難。また、施設内では密集を避けれる。	マスク着用 →感染者(居住者等)は、それ以外の者もマスク着用する。また、一定の距離を保つ。予防策を徹底。
避難の実施 によりリスク が高まる者 がいる者	感染者 (居住者)	放射線防護対策施設等で屋内退避。 →それ以外の者は別の施設で屋内退避。	感染者(居住者等) とは、別施設に避難。また、施設内では密集を避けれる。	マスク着用 →感染者(居住者等)は、それ以外の者もマスク着用する。また、一定の距離を保つ。予防策を徹底。
避難の実施 によりリスク が高まらない者	それ以外 の者	バス運転者等の 一時避難場所等	バス等で避難する際 は、密集を避け、極力分散して避難。	マスク着用 →感染者(居住者等)は、それ以外の者もマスク着用する。また、一定の距離を保つ。予防策を徹底。
一般住民	それ以外 の者	自宅等で 避難準備	バス等で避難する際 は、密集を避け、極力分散して避難。	マスク着用 →感染者(居住者等)は、それ以外の者もマスク着用する。また、一定の距離を保つ。予防策を徹底。
UPZ	感染者 (居住者)	指定期間等で 避難開始	指定期間等に避難を実 施する場合は、密集を避 け、極力分散して避難。	マスク着用 →感染者(居住者等)は、それ以外の者もマスク着用する。また、一定の距離を保つ。予防策を徹底。
UPZ 内の住民	それ以外 の者	自宅等で 避難準備	指定期間等で避難する場合は、密集を避 け、極力分散して避難。	マスク着用 →感染者(居住者等)は、それ以外の者もマスク着用する。また、一定の距離を保つ。予防策を徹底。
PAZ	感染者 (居住者)	避難車両 一時避難場所等	バス等で避難する際 は、密集を避け、極力分散して避難。	マスク着用 →感染者(居住者等)は、それ以外の者もマスク着用する。また、一定の距離を保つ。予防策を徹底。
PAZ	それ以外 の者	自宅等で 避難準備	バス等で避難する際 は、密集を避け、極力分散して避難。	マスク着用 →感染者(居住者等)は、それ以外の者もマスク着用する。また、一定の距離を保つ。予防策を徹底。
PAZ	感染者 (居住者)	避難車両 一時避難場所等	バス等で避難する際 は、密集を避け、極力分散して避難。	マスク着用 →感染者(居住者等)は、それ以外の者もマスク着用する。また、一定の距離を保つ。予防策を徹底。
PAZ	それ以外 の者	自宅等で 避難準備	バス等で避難する際 は、密集を避け、極力分散して避難。	マスク着用 →感染者(居住者等)は、それ以外の者もマスク着用する。また、一定の距離を保つ。予防策を徹底。

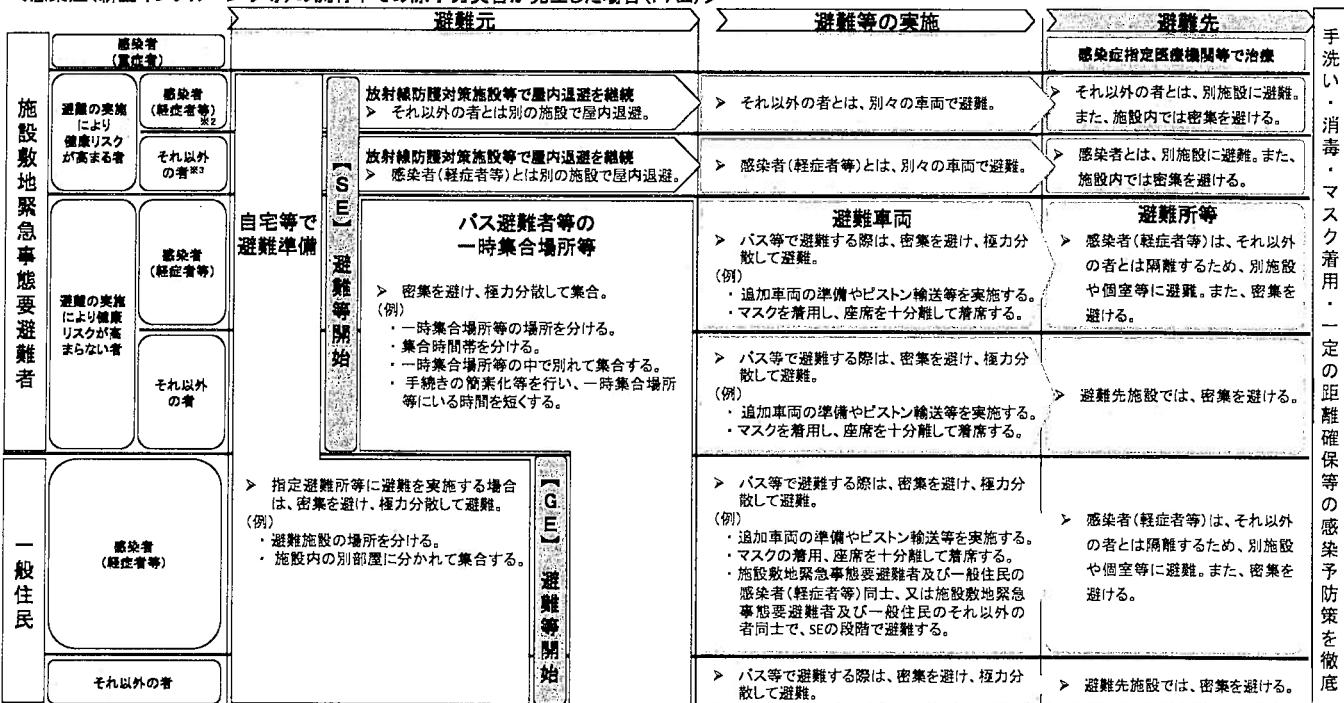
※運転者・登録者・登録者以外の者がいる場合、司令が個別にそれぞれ別々に避難する。

2

# 感染症※1の流行下でのPAZ内の防護措置

- 感染症の流行下において原子力災害が発生した場合、感染者や感染の疑いのある者も含め、感染拡大・予防対策を十分考慮した上で、避難や屋内退避等の各種防護措置を行う。
- 具体的には、PAZ内の住民が避難を行う場合には、その過程(避難車両等)又は避難先(避難所等)などにおける感染拡大を防ぐため、感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。
- 原子力災害の発生状況、感染拡大の状況及び避難車両や避難所等の確保状況など、その時々の状況に応じて、車両や避難所を分ける、又は同じ車両や避難所内で距離や離隔を保つなど、柔軟に対応する。

<感染症(新型インフルエンザ等)の流行下での原子力災害が発生した場合(PAZ)>



※1 新型インフルエンザ等対策特別指置法第二条第一項に定める新型インフルエンザ等を指す。

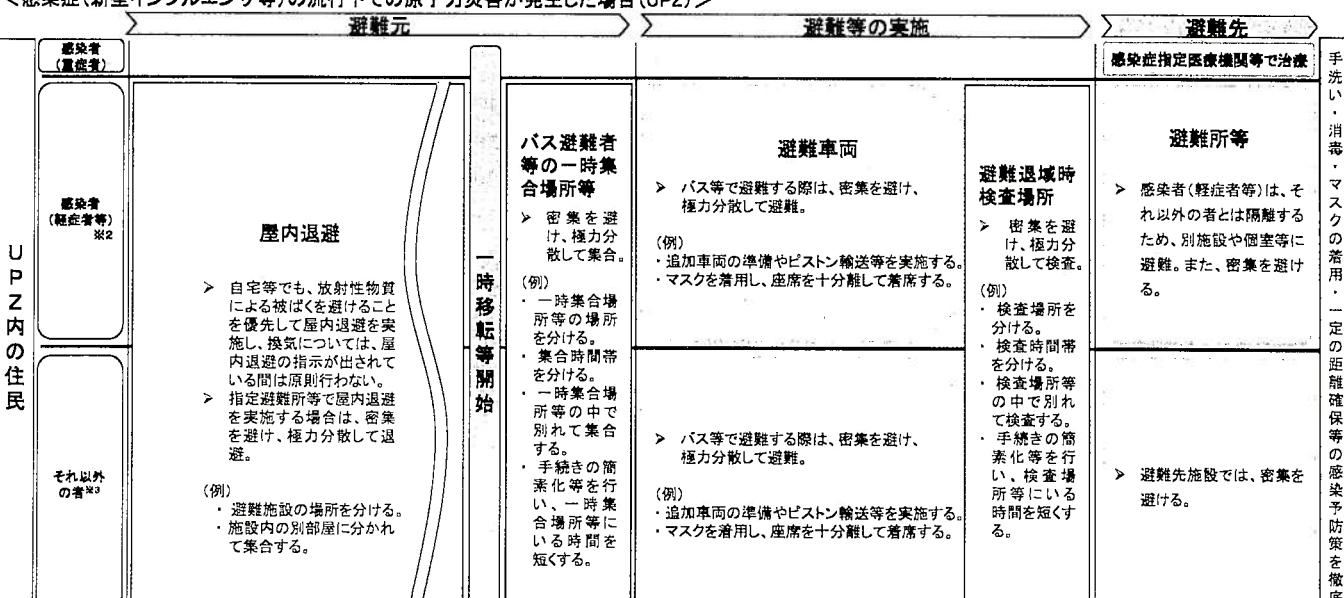
※2 軽症者等とは、入院治療が必要ない無症状病原体保有者及び軽症患者のこと。

※3 濃厚接触者、発熱者等の感染の疑いのある者、又はそれ以外の者は、可能な限りそれぞれ別々に避難(車両、避難所等)する。

# 感染症※1の流行下でのUPZ内の防護措置

- 感染症の流行下において原子力災害が発生した場合、感染者や感染の疑いのある者も含め、感染拡大・予防対策を十分考慮した上で、避難や屋内退避等の各種防護措置を行う。
- 具体的には、UPZ内の住民が一時移転等を行う場合には、その過程(避難車両等)又は避難先(避難所等)などにおける感染拡大を防ぐため、感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。
- 自宅等で屋内退避を行う場合には、放射性物質による被ばくを避けることを優先して屋内退避を実施し、換気については、屋内退避の指示が出されている間は原則行わないこととする。また、自然災害により指定避難所等で屋内退避する場合は、密集聚を避け、極力分散して退避することとし、これが困難な場合には、市町が開設する近隣の別の指定避難所等や、あらかじめ定められているUPZ外の避難先へ避難する。
- 原子力災害の発生状況、感染拡大の状況及び避難車両や避難所等の確保状況など、その時々の状況に応じて、車両や避難所を分ける、又は同じ車両や避難所内で距離や離隔を保つなど、柔軟に対応する。

<感染症(新型インフルエンザ等)の流行下での原子力災害が発生した場合(UPZ)>



※1 新型インフルエンザ等対策特別指置法第二条第一項に定める新型インフルエンザ等を指す。

※2 軽症者等とは、入院治療が必要ない無症状病原体保有者及び軽症患者のこと。

※3 濃厚接触者、発熱者等の感染の疑いのある者、又はそれ以外の者は、可能な限りそれぞれ別々に避難(車両、避難所等)する。

広域避難計画に盛り込むべきコロナウィルス感染対策の内容についての検討項目【令和2年7月28日現在】

検討項目			検討状況	備考
			○:終了 △:着手、調整中 未了 ×:これから	
大項目	小項目	細目		
1 医療機関について		感染症医療機関がPAZ,UPZ内にある場合、どのように対応するのか。		
2 一時集合場所について		3密を防ぐ取組について		
3 避難車両について		感染症予防対策で実施予定の取り組みについて		
4 避難退域時検査場所について		3密を防ぐ取組について		
5 避難先施設について		避難先施設の収容人数が不足する場合の対応について		

【機密性 2 情報】

【自治体名：】

お問合せ事項

内容

御担当者・御連絡先

所属：

氏名：

TEL：

E-mail：